

1. 願書の記載の基本

1.1 【意匠に係る物品】の欄について

(1) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

意匠登録出願をする場合には、その意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を願書の【意匠に係る物品】の欄に記載する必要があります（意 6 条 1 項 3 号、様式 2）。

また、この【意匠に係る物品】の欄には、経済産業省令で定めるところによりその意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途が明確になるように記載します（意 7 条、意匠法施行規則 7 条、意匠審査基準 第Ⅱ部 第 2 章 3. 「意匠に係る物品等の用途及び機能の明確性についての判断」参照）。組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合は（2）、内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合は（3）をご参照ください。

【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは意匠登録を受けようとする物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではない場合は、【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載します（様式 2 備考 39）。なお、出願時にすでに一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。詳細については（4）をご参照ください。

(注) 「意匠法施行規則」は、特許庁のホームページから総務省が運営するポータルサイトへのリンクがあり、そちらで検索することができます。「トップページ」→「制度・手続」→「法令・基準」→「所管法令関係」→「法令等[e-Gov 法令検索/総務省行政管理局へ]（外部サイトへリンク）」

「意匠審査基準」は、特許庁ホームページ内で閲覧できます。「トップページ」→「制度・手続」→「法令・施策」→「法令・基準」→「基準・便覧・ガイドライン」→「意匠」→「意匠審査基準」

<参考> 意匠に係る物品等の例 (一部抜粋)

(前略)

十七 楽器		関連する 日本意匠分類
けん盤楽器	(意匠に係る物品等)	E4-5 台
	ピアノ	
	電気ピアノ	
	電子ピアノ	
	ピアノ用譜面立て	
	ピアノ用ペダル	
	ピアノ用カバー	
	オルガン	
	電動オルガン	
	電子オルガン	
	オルガン用譜面立て	
	アコーディオン	
管楽器等	トランペット	E4-4 台
	クラリネット	
	縦笛	
	横笛	
	ハーモニカ	
	けん盤付き吹奏楽器	

(後略)

(2) 組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例

組物の意匠として意匠登録を受けようとする場合は、意匠法施行規則別表に記載された組物のうち、意匠登録を受けようとする組物の意匠に応じたものを選択して【意匠に係る物品】の欄に記載します。

複数の建築物を組み合わせた建築物の場合、又は、建築物と物品又は画像（物品と画像のいずれも含む場合を含む）を組み合わせた組物の意匠の場合は、【意匠に係る物品】の欄に「一組の建築物」と記載します。物品と画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、【意匠に係る物品】の欄に、別表のうち、物品に応じた組物を記載します。複数の画像を組み合わせた組物の意匠については、【意匠に係る物品】の欄に「一組の画像セット」と記載します。

【意匠に係る物品】の欄に記入する組物の意匠の選択方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の〇〇セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の〇〇セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

(3) 内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例

内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合は、【意匠に係る物品】の欄には、願書に添付された図面において表された内装空間そのものの用途が分かるように、「〇〇の内装」または「〇〇用内装」と記載します。

施設が、様々な異なる用途のための空間を含むものである場合、施設の名称を示しただけでは願書に添付された図面において表された内装空間の用途が分からない場合もありますので御注意ください。例えば、一般的に様々な空間から構成される「ホテルの内装」という記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか、レストランの内装なのか等を特定することができません。よって、このような場合は「ホテルの〇〇の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載します。

また、複合的な用途を持つ内装について意匠登録を受けようとする場合は、【意匠に係る物品】の欄には、内装の主な用途（用途に主従関係がない場合は、内装全体の用途）を記載し、それぞれの具体的な用途については、【意匠に係る物品の説明】の欄で説明します。

例： 【意匠に係る物品】 スポーツジムのトレーニングルームの内装

【意匠に係る物品の説明】 意匠登録を受けようとする意匠はカフェとコインランドリーが併設されたスポーツジムのトレーニングルームの内装である。

なお、各用途に主従関係がない場合は、当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、【意匠に係る物品の説明】の欄において説明することもできます。

(4) 【意匠に係る物品】の欄の記載例

① 「意匠に係る物品等の例」を参考にする場合

本手引きの別添として公表された「意匠に係る物品等の例」の「意匠に係る物品等」の項には、約 2,400 の意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途の記載例が掲載されていますので、【意匠に係る物品】の欄の記載を検討する際の指針となります（別添「意匠に係る物品等の例」参照）。

② 日本意匠分類の「この分類に含まれる物品」を参考にする場合

「意匠分類」の「この分類に含まれる物品」の項には、過去に登録意匠の【意匠に係る物品】の欄の記載として用いられたもの等を含む約 7,000 の物品等が掲載されていますので、【意匠に係る物品】の欄の記載を検討する際の参考となります。

③ 物品等の一般名称を【意匠に係る物品】の欄に記載する場合

例えば「アルトサクソホン」という管楽器の意匠を出願する場合、【意匠に係る物品】及び【意匠に係る物品の説明】の欄の記載は、次のようになります。

「意匠に係る物品等の例」の「意匠に係る物品等」の項の記載例には、管楽器等としてはトランペット、クラリネット、たて笛、横笛、ハーモニカ、けん盤付き吹奏楽器のみ例示されています（別添「意匠に係る物品等の例」参照）。

このような意匠に係る物品等の例示から、「楽器」や「管楽器等」としたのでは総括的名称であり適当でないことがわかります。

また、トランペット、クラリネット等の「意匠に係る物品等」の項の記載例から、「アルトサクソホン」や「バスサクソホン」のように用途を更に限定した【意匠に係る物品】の欄の記載にする必要がないことがわかります。

これらから、【意匠に係る物品】の欄の記載は「サクソホン」とすればよいこととなります。【意匠に係る物品の説明】については、「サクソホン」は、すでに一般名称化しているものであるので、使用の目的等を記載する必要はありません。

④ 多機能物品である場合

物品が多機能物品である場合は、「意匠に係る物品等の例」の「意匠に係る物品等」の項に例示されていないことが多く、一般名称化もしておらず、日本意匠分類の「この分類に含まれる物品」にも該当するものがなければ新たに考えることが必要になります。

新たに考える場合は、「○○付き××」のように、その物品が有する複数の機能（個別の物品になり得る程度の機能）を全て表した表現とすることが適当です。○○と××の表し方（順序）については、形状または機能が主となる方を後にして表します。三以上の機能を有する物品の場合にも同様に、最も主となる方を最後にして「△△、○○付き××」のように表します。しかし、「△△兼○○兼××」とか「△△付き○○付き××」といった表現は適当ではありません。

〈適当な例〉

「ラジオ受信機付きテープレコーダー」

「ラジオ受信機、テープレコーダー付きテレビ受像機」

「シャープペンシル及びマーキングペン付きボールペン」

〈適当ではない例〉

「ラジオ受信機・テープレコーダー」

「ラジオ受信機兼テープレコーダー兼テレビ受像機」

ただし、多機能の一部または全部が新規である場合等では、「○○付き××」でない組合せを端的に表す新しい名称を【意匠に係る物品】とすることが良い場合もあります。

なお、多機能物品の場合も、必要に応じて、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄にその物品の使用方法等の説明を記載し、また、図面に【使用状態図】、【使用状態を示す参考図】等を記載します。特に多機能の一部または全部が新規なものである場合には、それらの記載が必要になります。

⑤ 複合建築物である場合

大規模な建築物の中には、低層階を商業施設とし、高層階をオフィス、マンション、ホテル等とするなど、一つの建物を様々な用途に用いるものも少なくありません。このような場合、願書の【意匠に係る物品】の欄には「複合建築物」と記載し、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄で、具体的な用途を説明します。

例：【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

⑥ 【意匠に係る物品】の欄の記載として不適切な表現例

【意匠に係る物品】の欄の記載として不適切な表現は、拒絶の理由になるので、注意してください。

〔【意匠に係る物品】の欄の記載として不適切な表現の例〕

(i) 出願された意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの

(1) 意匠の属する分野において、日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）の一般的な名称として使用されていないもの

（例：日本語（国際意匠登録出願の場合は英語）以外の言語によるもの、一般的な名称として広く認識されるに至っていない省略名称、商標や商品名等の固有名詞を付したものを。

ただし、日本語の場合、アルファベットによる略称表記（例、「LED」、「DVD」等）を含むものであっても、一般的な名称として使用されているものである場合には、問題のないものとして扱う。）

(2) 用途及び機能を何ら認定することができないもの

（例：「物品」、「もの」）

（意匠審査基準 第Ⅱ部 第2章 意匠ごとの出願 3.2 意匠に係る物品等の用途及び機能が不明確なもの例 参照）

(ii) 二以上の意匠を包含し意匠ごとにした意匠登録出願と認められないもの

二以上の物品等を願書の【意匠に係る物品】の欄に並列して記載したもの

（例、「トランペット、クラリネット、たて笛」と並記した場合）

（意匠審査基準 第Ⅱ部 第2章 意匠ごとの出願 2.意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断 参照）

（注）「意匠審査基準」は、特許庁ホームページ内で閲覧できます。

「トップページ」→「制度・手続」→「法令・施策」→「法令・基準」→「基準・便覧・ガイドライン」→「意匠」→「意匠審査基準」

1.2 【意匠に係る物品の説明】の欄について

- (1) 【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではない場合

【意匠に係る物品】の欄の記載のみでは物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等が明らかではないときは、【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載します（様式 2 備考 39）。新規な物品等や多機能物品がこれに該当します。

画像について意匠登録出願をするときであり、【意匠に係る物品】の欄の記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、【意匠に係る物品の説明】の欄にその画像が機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものであることを示す説明を記載します（様式 2 備考 40）。

物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、【意匠に係る物品の説明】の欄にその画像に係る当該物品又は建築物の機能及び操作の説明を記載します（様式 2 備考 41）。

なお、出願時にすでに一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。

- (2) 「意匠に係る物品等の例」の「意匠に係る物品等」に例示されている物品等の場合

「意匠に係る物品等の例」の「意匠に係る物品等」の項に例示されている物品、建築物又は画像であっても、形状等が極めて新規である等により、どのように使用するか等を理解することができない場合は、その物品、建築物又は画像の使用方法等の説明を【意匠に係る物品の説明】の欄に記載します。このような場合にも、説明の記載がないと、物品、建築物又は画像が不明であるとの拒絶の理由になるので注意をしてください。

なお、専門的機器等、一般的にはあまり知られていない物品、建築物又は画像については、使用の目的、使用の状態等を記載します。

(3) 記載内容の留意点

① 簡潔な表現

【意匠に係る物品の説明】は、その物品、建築物又は画像の理解を助けるために使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明することが望ましく、特許の明細書の【発明の詳細な説明】のように長文にならないようお願いします。

② 登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。

③ 図、表等の記載は認めていません。(様式 2 備考 45)

1.3 【意匠の説明】の欄について

(1) 記載すべき事項

①意匠を認識する上で物品の材質又は大きさの理解を必要とする場合には、物品の材質又は大きさを記載します。(意 6 条 3 項、様式 2 備考 42)

②形状等の特定に関わる次の事項を記載します。

a) 形状等が変化する場合に、その変化の前後にわたる形状等の意匠登録を受けようとする場合に、その旨及び当該機能の説明を記載します。(意 6 条 4 項、様式 2 備考 42)

b) 白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合は、その旨を記載します。(意 6 条 5、6 項、様式 2 備考 43)

c) 形状等の全部又は一部が透明である場合は、その旨を記載します。(意 6 条 7 項、様式 2 備考 42)

d) 図形中に立体表面の形状等を特定するための線、点その他のもの(陰)を記載した場合に、その旨及びどれが形状等を特定するためのものかを記載します。(様式 6 備考 7)

e) 記載した図をそれと同一又は対称である図に代えた場合は、その旨(「背面図は正面図と同一である」等)を記載します。(様式 6 備考 8、10)

なお、「対称」としか記載がない場合は、左右または上下の線対称と判断されることから、線対称以外の対称形状である場合には、どのような対称形状であるかを具体的に記載します。

- f) 図を等角投影図法や斜投影図法とする場合の作図法の別、キャビネット図又はカバリ工図の別及び傾角を記載します。(様式 6 備考 9)
- g) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分の特定方法を記載します。(様式 6 備考 12)
- h) 形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合のその旨を記載します。(様式 6 備考 13)
- i) 図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品等の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を記載します。(様式 6 備考 14)

(2) 記載内容の留意点

①以下の例のように意匠が特定しないものとなる記載内容は、拒絶の理由になります。

a) 図面と説明が整合しない例

- ・図面には色彩が施されていないにもかかわらず、「本願意匠は黄緑色である。」等の記載
- ・図面には模様が表されていないにもかかわらず、「本願意匠の表面は木目模様である。」等の記載

b) 一の形状等に特定したものとならない例

- ・図面には、球形の形状が表されているが、「本願意匠は卵形または紡錘形の場合もある。」等の記載
- ・図面には、赤色の色彩が施されているが、「本願意匠は、赤に代えて暖色系の色彩を施す場合もある。」等の記載
- ・「ハンドバッグ」の意匠で、「材質は、軟質ビニールまたはステンレス板である。」等のように、材質の列記がその意匠の属する分野の常識から複数の異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載
- ・「大きさは、高さが 10 cm から 1m である。」等のように、大きさがその意匠の属する分野の常識の範囲を越えるような数値の幅をもっているために、著しく異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載

②図、表等の記載は認めていません。(様式2備考45)

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AN
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	チューナー付き磁気ディスクレコーダー
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠 一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。
【意匠の説明】	背面図は正面図と同一である。
【書類名】	図面

←【意匠に係る物品の説明】

←【意匠の説明】

1.4 【意匠番号】の欄について

複数意匠一括出願手続において、二以上百以下の自己の意匠登録出願を一の願書により一括して提出する場合には、複数意匠一括出願手続に含まれる意匠は、意匠番号の欄を設けて、【意匠1】、【意匠2】のように記載する順序により連続番号を付して記載します。

【書類名】 意匠登録願(複数)
【整理番号】 630-A-3-A
【提出日】 令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】 特許庁長官 殿
【意匠登録出願人】
【識別番号】 000000003
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】 意匠株式会社
【代理人】
【識別番号】 100000023
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】
【氏名又は名称】 代理一郎
【電話番号】 03-3123-4567
【手数料の表示】
【予納台帳番号】 012345
【納付金額】 32000

← 意匠番号の記載 【意匠1】

【意匠1】
【整理番号】 630-A-3-A1
【意匠に係る物品】 安全用スイッチ錠
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】 意匠一郎
【提出物件の目録】
【物件名】 図面 1
【意匠に係る物品の説明】この物品は…
【意匠の説明】背面図は…
【書類名】 図面
【正面図】
イメージ

← 意匠番号の記載 【意匠2】

【意匠2】
【整理番号】 630-A-3-A2
【意匠に係る物品】 おもちゃ
【意匠の創作をした者】
【住所又は居所】 東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】 意匠一郎
【提出物件の目録】
【物件名】 図面 1
【意匠に係る物品の説明】この物品は…
【意匠の説明】正面図は…
【書類名】 図面
【正面図】
イメージ